

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市世界遺産町並み保存支援事業
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡市重要文化的景観整備事業の対象外となる歴史的建造物に対し、補助金を支援することにより、世界文化遺産登録の構成要素となる町並みを保存するため、その事業等に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	相川地区の歴史的建造物（要綱で規定）の修復及び活用を目的とする法人もしくは団体または個人
補助対象経費	内部改装、外観修復、空家取得、空家活用、空家賃借に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	50万～100万上限 家賃補助1万/月×12か月（1年間）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 居住のための賃借や空家活用等の多様化するニーズに柔軟に対応し、また、過疎化・高齢化によって増大する維持管理上の負担を軽減するため、下限額は設定しない。
補助率等	1/2
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	事業採択件数5件 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 歴史的建造物を適切に保存し、その活用を促進することで空き家や歴史的建造物の解体を抑制し、町並みの保存することを目的としているため、費用の数値化は困難である
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 年1回公募（ホームページ・チラシ） 成果等の情報については、個人情報に係るため、所有者等の同意が得られた場合のみ公表
事業担当（担当部署）	佐渡市世界遺産推進課 調査係
（電話番号）	0259-74-2215